

太陽光発電等により売電をしている場合 所得税・住民税の申告が必要になることがあります。

太陽光発電による売電の収入については、収入から必要経費を差し引いた金額（所得）が発生した場合、雑所得（または事業所得）として申告が必要になります。（所得がマイナスであった場合でも、他の雑所得がある場合等、申告をした方が有利になることがあります。）

太陽光発電の雑所得の計算の仕方（申告される際の参考にしてください）

$$\boxed{\text{収入金}} - \boxed{\text{必要経費}} \times \boxed{\text{売電量} / \text{総発電}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

※給与や年金以外の所得額が20万円を超える場合は確定申告を、20万円未満の場合は住民税の申告をしていただく必要があります。

収入金額

1月1日から12月31日までの売電収入。（前月の発電分が翌月支払われる場合であっても、支払いがあった日の収入とします。）

必要経費

減価償却費…発電設備を購入・設置した際の費用。一般的に太陽光発電設備の耐用年数は17年（償却率0.059）とされ、17年間で分割して必要経費になります。

租税公課…太陽光発電設備に対して課税になっている固定資産税（償却資産税）、設備を設置した土地の固定資産税（地面設置の場合。）

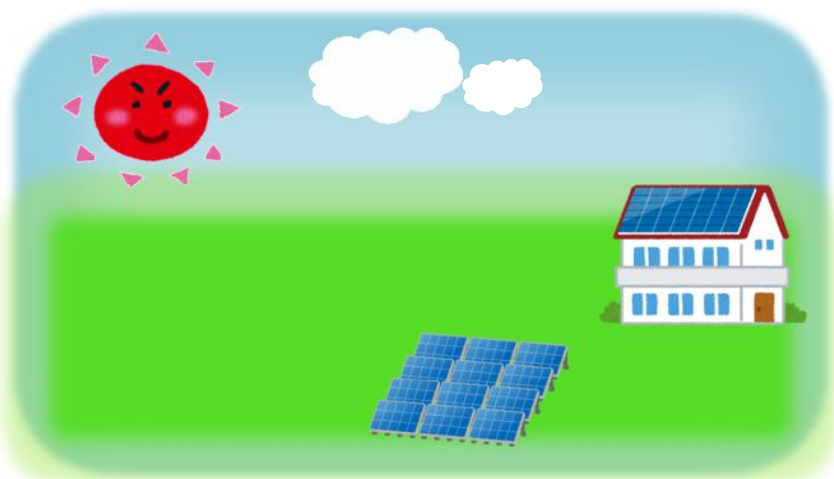
修繕費…発電設備の点検、修理等に要した金額

など

売電量と総発電量（余剰売電の場合は計算してください。）

売電量は電力会社から発行される「太陽光等受給電力量のお知らせ」で確認してください。（買取価格等の領収書については7年間の保存義務があります。）

総発電量は太陽光発電のメーターで確認ができます。全量売電の場合は売電量と総発電量が同じになるため、この計算は必要ありません。



計算例

売電収入…28万円 設置費用…250万円（補助金5万円 H28年6月設置）
 年間総発電量…3,000KW 年間売電量…2,500KW
 固定資産税…13,000円 点検費用…5,000円

収入 280,000円……①

経費

減価償却費 $(2,500,000 - 50,000) \times 0.059 \times 7 / 12 = 84,321$ 円

《減価償却費の計算の方法》 $(\text{設置費用} - \text{補助金}) \times \text{償却率} \times \text{本年分の償却月数} / 12$
 （償却月数…1年目は設置した月から12月まで 2年目以降は12ヶ月）

租税公課 13,000円 修繕費…5,000円
 経費の合計 102,321円……②

③売電量/総発電量 2,500KW/3,000KW ……③

売電所得 = ①280,000円 - (②102,321円 × ③2500/3000) = 194,732円

実際に計算してみましょう!!

月	売電収入	売電量	総発電量
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
合計			

設置費用……① _____ 円
 （補助金…② _____ 円 _____ 年 _____ 月 設置）

減価償却費の計算

(① _____ - ② _____) × 0.059 × ____ / 12 = _____ 円

減価償却費… _____ 円

固定資産税… _____ 円

修繕費…… _____ 円

その他の経費

() … _____ 円

() … _____ 円

経費合計

円

収入金額

経費合計

売電量

総発電量

売電分の雑所得

住民税の申告に関するお問い合わせは、住民税務課 住民税係までお願いします。

問合せ先 辰野町役場 住民税務課 住民税係
 電話 0266-41-1111 (2015・2106)